

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）による「道路法」の一部改正により、これまで「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で全国一律に定められていた道路標識の寸法のうち、一部について条例で定めることとされたことに伴い、当該道路標識の寸法を「芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例」に規定するもの。

2 省令の基準と条例で定める基準の比較

省令において条例で定めるとされる次の基準について、条例で定める。

なお、定める内容は、省令で示された基準を参酌し、同内容とする。

\* 省令：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（参酌基準）

案内標識

	省令	条例
市町村	(101)	同内容で定める。
都府県	(102—A・B)	規定しない。
入口の方向	(103—A)	規定しない。
	(103—B)	同内容で定める。
入口の予告	(104)	規定しない。
方面、方向及び距離	(105—A～C)	同内容で定める。
方面及び距離	(106—A)	同内容で定める。
	(106—B・C)	規定しない。
方面及び車線	(107—A・B)	規定しない。
方面及び方向の予告	(108—A・B)	同内容で定める。
方面及び方向	(108の2—A・B)	同内容で定める。
	(108の2—C～E)	規定しない。
方面、方向及び道路の通称名の予告	(108の3)	同内容で定める。
方面、方向及び道路の通称名	(108の4)	同内容で定める。
出口の予告	(109)	規定しない。
方面及び出口の予告	(110—A・B)	規定しない。
方面、車線及び出口の予告	(111—A・B)	規定しない。

方面及び出口	(112-A・B)	規定しない。
出口	(113-A・B)	規定しない。
著名地点	(114-A・B)	同内容で定める。
	(114-C)	規定しない。
主要地点	(114の2-A・B)	同内容で定める。
料金徴収所	(115)	規定しない。
サービス・エリアの予告	(116-A・B)	規定しない。
サービス・エリア	(116の2-A・B)	規定しない。
非常電話	(116の2)	規定しない。
待避所	(116の3)	同内容で定める。
非常駐車帯	(116の4)	規定しない。
駐車場	(117-A)	同内容で定める。
	(117-B)	規定しない。
登坂車線	(117の2-A)	同内容で定める。
	(117の2-B)	規定しない。
国道番号	(118-A~C)	規定しない。
都道府県道番号	(118の2-A~C)	規定しない。
総重量限度緩和指定道路	(118の3-A・B)	同内容で定める。
高さ限度緩和指定道路	(118の4-A・B)	同内容で定める。
	(118の4-C・D)	規定しない。
道路の通称名	(119-A~C)	同内容で定める。
	(119-D)	規定しない。
まわり道	(120-A・B)	同内容で定める。
エレベーター	(121-A~C)	同内容で定める。
エスカレーター	(122-A~C)	同内容で定める。
傾斜路	(123-A~C)	同内容で定める。
乗合自動車停留所	(124-A~C)	同内容で定める。
路面電車停留場	(125-A~C)	規定しない。
便所	(126-A~C)	同内容で定める。

警戒標識

	省令	条例
 形道路交差点あり	(201-A)	同内容で定める。
 形（又は  形）道路交差点あり	(201-B)	同内容で定める。
 形道路交差点あり	(201-C)	同内容で定める。
 形道路交差点あり	(201-D)	同内容で定める。
ロータリーあり	(201の2)	同内容で定める。
右（又は左）方屈曲あり	(202)	同内容で定める。

右（又は左）方屈折あり	（２０３）	同内容で定める。
右（又は左）背向屈曲あり	（２０４）	同内容で定める。
右（又は左）背向屈折あり	（２０５）	同内容で定める。
右（又は左）つづら折りあり	（２０６）	同内容で定める。
踏切あり	（２０７—Ａ・Ｂ）	同内容で定める。
学校、幼稚園、保育所等あり	（２０８）	同内容で定める。
信号機あり	（２０８の２）	同内容で定める。
すべりやすい	（２０９）	同内容で定める。
落石のおそれあり	（２０９の２）	同内容で定める。
路面凹凸あり	（２０９の３）	同内容で定める。
合流交通あり	（２１０）	同内容で定める。
車線数減少	（２１１）	同内容で定める。
幅員減少	（２１２）	同内容で定める。
二方向交通	（２１２の２）	同内容で定める。
上り急勾配あり	（２１２の３）	同内容で定める。
下り急勾配あり	（２１２の４）	同内容で定める。
道路工事中	（２１３）	同内容で定める。
横風注意	（２１４）	同内容で定める。
動物が飛び出すおそれあり	（２１４の２）	同内容で定める。
その他の危険	（２１５）	同内容で定める。

補助標識

	省令	条例
距離・区域	（５０１）	同内容で定める。
日・時間	（５０２）	同内容で定める。
車両の種類	（５０３—Ａ～Ｄ）	同内容で定める。
駐車余地	（５０４）	同内容で定める。
駐車時間制限	（５０４の２）	同内容で定める。
始まり	（５０５—Ａ～Ｃ）	同内容で定める。
区間内	（５０６）	同内容で定める。
区域内	（５０６の２）	同内容で定める。
終わり	（５０７—Ａ～Ｄ）	同内容で定める。
通学路	（５０８）	同内容で定める。
追越し禁止	（５０８の２）	同内容で定める。
前方優先道路	（５０９）	同内容で定める。
踏切注意	（５０９の２）	同内容で定める。
横風注意	（５０９の３）	同内容で定める。
動物注意	（５０９の４）	同内容で定める。

注意	(509の5)	同内容で定める。
注意事項	(510)	同内容で定める。
規制理由	(510の2)	同内容で定める。
方向	(511)	同内容で定める。
地名	(512)	同内容で定める。
始点	(513)	同内容で定める。
終点	(514)	同内容で定める。

### 3 基準設定の考え方

市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱部分を除く。）の寸法を条例で定めるに当たり、省令で定められている参酌基準及び本市において必要な道路標識を検討した結果、本市の道路において現存しない高速道路上に設置する標識並びに国道及び県道に関する標識の寸法については条例で規定しないこととするが、その他の標識の寸法については、参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。